

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を下記のとおり指定する。

要措置区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和 2 年（2020 年）9 月 28 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 要措置区域の所在地
札幌市手稲区新発寒 5 条 6 丁目 1145 番 1447 の一部
- 2 要措置区域において土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準（土壤溶出量基準）に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め